

各 位

平成 21 年 9 月 18 日

上場会社名 株式会社ベクター  
代表者名 代表取締役社長 梶並伸博  
(コード番号 2656 大証ヘラクレス市場)  
問い合わせ先 東京都新宿区西新宿 8-14-24  
取締役管理部長 梶並京子  
(TEL 03-5337-6711)

### ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 9 月 18 日開催の当社取締役会において、会社法第 238 条および第 240 条第 1 項の規定に基づき、幹部従業員に対し、下記のとおりストック・オプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

1. 新株予約権の募集の目的および理由

中長期的な当社の業績拡大および企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲および士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的として、当社幹部従業員に対して、新株予約権を発行するものであります。

2. 募集新株予約権の総数

188 個

3. 新株予約権と引き換えに払い込む金額

新株予約権につき金銭の払い込みを要しないものとする。なお、インセンティブ報酬として付与される新株予約権であり、金銭の払込みを要しないことは有利発行には該当しない。

4. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類および数

① 新株予約権の目的となる株式

当社普通株式 188 株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、新株予約権の目的となる株式の数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で株式の数の調整をすることができる。

なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

② 新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数

新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、1 株とする。ただし、上記①に定める新株予約権の目的となる株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとする。また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて株式の数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に株式の数の調整を行うことができるものとする。ただし、係る調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使または消却されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、(1) ②に定める新株予約権 1 個の株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所へラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値に 1.02 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が、当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく自己株式の譲渡および株式交換による自己株式の移転の場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

平成 23 年 10 月 6 日から平成 27 年 10 月 5 日までの期間において、4.(6)にて記載の条件の通りとする。ただし、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときはその翌営業日を開始日とし、行使期間の開始日が当社の休業日にあたるときは、その翌営業日を最終日とする。

(4) 増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とする。計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

なお、租税特別措置法による優遇税制の適用を受ける場合は、譲渡することができない。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、新株予約権者という）が発行日において、当社の取締役、監査役、並びに従業員である場合は、以下の区分に従って、新株予約権を行使することを条件とする。ただし、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
  - a. 平成23年10月6日から平成24年10月5日までは、割り当てられた新株予約権の25%について権利行使することができる。
  - b. 平成24年10月6日から平成25年10月5日までは、割り当てられた新株予約権の50%について権利行使することができる。
  - c. 平成25年10月6日から平成26年10月5日までは、割り当てられた新株予約権の75%について権利行使することができる。
  - d. 平成26年10月6日から平成27年10月5日までは、割り当てられた新株予約権の全てについて権利行使することができる。
- ② 新株予約権者は、権利行使時に当社の取締役、監査役または従業員のいずれかの地位にあることを要す。ただし、当社の取締役、監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他自己都合によらない正当な理由を取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 新株予約権者が死亡した場合、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、④に規定する「新株予約権割当契約書」に定める条件による。
- ④ その他の条件は、本取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

5. 新株予約権の割当日

平成21年10月5日

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認された時、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認された時は、新株予約権は無償で取得することができる。  
そのほか、新株予約権者が権利行使をする前に「新株予約権割当契約書」に定めるところにより、新株予約権を行使できなくなった場合、当該新株予約権は無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権割当日から新株予約権を行使することができる期間の開始日である平成23年10月6日の前日までの間に、大阪証券取引所（上場証券取引所）における当社普通株式の普通取引の終値が一度でも権利行使価格の50%（1円未満の端数は切上げ）を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を決めたときは、当該日が到来することをもって、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 新株予約権者が新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

7. 組織再編行為の際の募集新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社

(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記4.(1)に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記4.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記7.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
上記4.(3)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記4.(3)に定める募集新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
上記4.(4)に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) その他新株予約権の行使の条件  
上記4.(6)に準じて決定する。
  - (9) 新株予約権の取得事由および条件  
上記6に準じて決定する。
  - (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。
8. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項  
当社は、新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

以 上